

# 新宿区立高田馬場創業支援センター 利用者募集要項

(令和7年度募集)

## 1 施設の目的

新宿区立高田馬場創業支援センターは、区内での創業を目指す方もしくは創業間もない方又は経営改革を目指す方を支援する施設です。

単に貸事務所としての施設ではなく、施設利用者に対し創業等に精通する職員が、必要な情報の提供や経営相談等を行い、創業の準備段階から経営改革まで必要なノウハウの習得を支援していきます。

## 2 施設の概要

- (1) 名 称 新宿区立高田馬場創業支援センター  
(2) 所 在 地 新宿区高田馬場一丁目32番10号  
電話：3205-3031 / FAX：3205-1007  
(3) 開所年月日 平成23年10月1日  
(4) 開館時間 8：30～24：00まで  
(5) 休館日 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）  
(6) 構 造 鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階建て  
(7) 施設構成

施設等		面積等
1階	個室オフィス	約6㎡（2室）
	会議室兼商談室	約38㎡（18席）
2階	シェアードオフィス	約49㎡（10席）
	交流スペース	約17㎡
	その他（相談室、資料スペース）	

※新宿区立新宿消費生活センター分館が併設されています。

### (8) 各施設について

- ① シェアードオフィス等：施設の利用承認を受けた方が、共同で利用するオフィスです。  
（シェアードオフィス＋会議室兼商談室＋交流スペース）
- ② 個室オフィス：シェアードオフィス等の利用承認を受けた方の中から、別途承認を受けた方が利用する個室です。
- ③ その他（相談室、資料スペース）：利用承認が不要な施設です。
- ④ 施設内で使用するパソコンは、各自で用意していただきます。
- ⑤ 館内は禁煙です。また、シェアードオフィス内での食事はできません（食事は交流スペースでとることができます）。
- ⑥ 来館には、公共交通機関の利用をお願いします。

### (9) 利用定員

シェアードオフィス等利用者 32名以内（うち2名は個室オフィスも利用可※別途要申請）

### (10) 利用料金

シェアードオフィス等使用料 月額1万円（インターネット回線利用料、共益費等込）

- ・各月の使用料は、前月末までに前納していただきます。
- ・個室オフィスを利用する場合は、月額2万円を加算します。(計 月額3万円)

### 3 施設利用者の募集等

#### (1) 募集内容

シェアードオフィス等利用者 (定員32名)

#### (2) 利用承認期間

利用承認日から6か月間。

区長が必要と認めたときは3回までの利用更新を可とし、最長2年間の利用を限度とします。

#### (3) 募集期間 (※変更となる場合があります。)

募集期間	利用開始日
4月1日(火)～4月30日(水) 17時	6月1日(日)
7月1日(火)～7月31日(木) 17時	9月1日(月)
10月1日(水)～10月31日(金) 17時	12月1日(月)
1月5日(月)～1月30日(金) 17時	3月1日(日)

#### (4) 申込み先

新宿区文化観光産業部産業振興課 (西新宿6-8-2 BIZ新宿4階 ☎3344-0701)

※土・日・祝及び年末年始を除く、午前9時から午後5時まで

**※事前に電話予約の上、文化観光産業部産業振興課へ。**

#### (5) 審査及び結果通知等

##### ① 審査内容：書類又は面接による。

※面接を実施する場合は、申請書類受理後、面接日をお知らせします。

##### ② 結果通知：申込の翌月中に結果を通知

### 4 提出書類等

申請に必要な提出書類は、新宿区ホームページからダウンロードできます。また、高田馬場創業支援センター及び新宿区文化観光産業部産業振興課でも配布しています。

#### (1) 新宿区立高田馬場創業支援センター利用申請書 (第17号様式)

#### (2) 事業計画書 (申請書の別添)

#### (3) 添付書類

《法人の場合》

- ① 代表者の住民票 (発行日より3か月以内のもの。別記 住民票記載事項を参照してください。)
- ② 代表者の住民税納税証明書 (最新の納期までの納付が確認でき、発行日より3か月以内のもの。別表 住民税納税証明年度表を参照してください)
- ③ 法人事業税納税証明書 (発行日より3か月以内のもの)
- ④ 履歴事項全部証明書 (発行日より3か月以内のもの)
- ⑤ 定款
- ⑥ 決算書 (直近2期分)

《個人の場合》

- ① 住民票 (発行日より3か月以内のもの。別記 住民票記載事項を参照してください。)
- ② 住民税納税証明書 (最新の納期までの納付が確認でき、発行日より3か月以内のもの。別表 住民税納税証明年度表を参照してください。)
- ③ 所得税確定申告書 (個人事業主の方のみ。直近1期分)

### 【住民票記載事項のご注意】

- ・日本国籍の方は、「本籍」、「続柄」の記載は不要です。外国籍の方は、「続柄」、「国籍・地域」、「在留カード・特別永住者証明書番号」、「通称の記載及び削除に関する事項（履歴）」の記載は不要です。
- ・マイナンバー（個人番号）は記載しないでください（記載のある住民票は添付できません。）

（別表）住民税納税証明年度表

申請月	普通徴収の方	特別徴収の方
令和7年4月～6月	令和6年度4期までの納付が確認できるもの	令和6年度分
令和7年7月～9月	令和7年度1期までの納付が確認できるもの	
令和7年10月～12月	令和7年度2期までの納付が確認できるもの	令和7年度分
令和8年1月～3月	令和7年度3期までの納付が確認できるもの	

#### （4）申請にあたっての注意事項

- ① 申請前に、必ず高田馬場創業支援センターを見学し利用方法等の説明を受けてください。
- ② 申請書類は、施設利用承認後の指導にも使用します。
- ③ 個人情報の取扱い  
申請書類は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に取り扱います。  
なお、提出いただいた書類は返却しません（利用不承認となった場合でも、申請書類は選考終了後に破棄しますので、予めご了承ください。）。

## 5 施設利用者の決定等

施設利用の申込者については、書類による資格要件等の確認及び必要に応じて面接を行います。

- （1）申込者多数の場合には、別に定める選考基準により決定します。
- （2）選考方法については、「会社又は創業者の信頼性、実績」、「事業の実現可能性」、「事業の成長性、継続性」、「区内の産業振興への貢献度合い」などを総合的に審査します。  
なお、審査内容に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予め了承願います。
- （3）利用承認の決定は、新宿区より申込者に通知します。

## 6 申込み資格

次の要件にいずれも該当する個人又は中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者（個人を除く。）をいう。）であること。

- ① 新宿区内で創業又は新産業の創出、事業の経営改革を行う意思があること。
- ② 区内で行う創業等に係る計画の具体性及び実現可能性があること。
- ③ 施設の利用期間の終了後、新宿区内において引き続き事業を行う意思があること。
- ④ 住民税・法人事業税を滞納していないこと。

## 7 施設利用上の注意

- （1）創業等に精通する職員（インキュベーション・マネージャー）との面接指導を月1回以上受けること。
- （2）次の事項に該当する場合は、施設の利用ができません。
  - ① 公序良俗を害するおそれや施設を毀損するおそれがあるとき。
  - ② 政治活動又は宗教活動を目的とすること。
  - ③ 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させること。

- ④ 排水、排気、廃液、騒音、振動、悪臭、電波障害等を施設内で発生させること。
  - ⑤ 有害な生物、化学物質等を施設内に持ち込むこと。
  - ⑥ 施設に損傷を与えるおそれのある重量物、危険物を持ち込むこと。
  - ⑦ 施設内において小売業の店舗などの事業を行うこと。
  - ⑧ 販売代理店及びフランチャイズ契約に基づく事業を中心に行うこと。
  - ⑨ 既存の会社の支店や営業所として利用すること。
  - ⑩ その他、センターの管理上支障があると認めたとき。
- (3) 次の事項に該当する場合は、利用承認を取り消すことがあります。
- ① 条例や規則に違反し、区長又は指定管理者の指示に従わない場合。
  - ② 正当な理由がなく、センターを1か月以上利用しない場合。
  - ③ 正当な理由がなく、センターの使用料を滞納したとき。
  - ④ 偽りその他不正行為により利用承認を受けたことが判明したとき。

## 8 問い合わせ先

新宿区文化観光産業部産業振興課

〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 BIZ 新宿 4階

電 話：03-3344-0701

F A X：03-3344-0221

E-mail：chusho-rece@city.shinjuku.lg.jp

### 《施設案内図》



新宿区立高田馬場創業支援センター

〒169-0075 新宿区高田馬場一丁目32番10号

TEL 3205-3031

FAX 3205-1007